

別表第1（第6条，第16条関係）（平8条例38・平27条例57・一部改正）

地 域	数 値			
	昼 間	夜 間		深 夜
	午前6時 後午後6 時前	午後6時 から午後 10時まで	午後10時 後午前零 時前	午前零時 から午前 6時まで
1 第一種低層住居専用 地域及び第二種低層住 居専用地域	50デシベル	45デシベル	<u>40デシベル</u>	40デシベル
2 第一種中高層住居専 用地域，第二種中高層 住居専用地域，第一種 住居地域，第二種住居 地域及び準住居地域	50デシベル	45デシベル	<u>45デシベル</u>	45デシベル
3 近隣商業地域，商業 地域及び準工業地域	60デシベル	55デシベル	<u>50デシベル</u>	50デシベル
4 工業地域及び工業専 用地域	65デシベル	60デシベル	<u>55デシベル</u>	55デシベル
5 1から4までに掲げ る地域以外の地域	55デシベル	50デシベル	<u>45デシベル</u>	45デシベル
備考 「第一種低層住居専用地域」，「第二種低層住居専用地域」，「第一種中高層住居専用地域」，「第二種中高層住居専用地域」，「第一種住居地域」，「第二種住居地域」，「準住居地域」，「近隣商業地域」，「商業地域」，「準工業地域」，「工業地域」及び「工業専用地域」とは，それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域をいう。				

別表第2（第11条，第13条関係）（平10条例44・平14条例51・平18条例43・平成22
 条例55・一部改正）

営業の種類別		地域
法第2条第6項第1号の営業		鹿児島市甲突町8番の地域以外の地域
法第2条第6項第2号の営業及び受付所営業		県内全域
法第2条第6項第3号の営業		鹿児島市山之口町の地域，指宿市湯の浜五丁目の地域及び霧島市丸尾交差点の周囲100メートル以内の地域以外の地域
法第2条第6項第4号の営業	モーテル営業	県内全域
	モーテル営業以外の営業	商業地域以外の地域
法第2条第6項第5号の営業		商業地域以外の地域
法第2条第6項第6号の営業		県内全域
法第2条第9項の営業		商業地域以外の地域
備考		
<p>この表において「モーテル営業」とは，個室に自動車の車庫（2以上の側壁（カーテン，ついたて等を含む。）及び屋根を有するものに限る。以下同じ。）が個々に接続する施設であって，次のいずれかに該当する構造設備を有するものを設け，当該施設を異性に同伴する客の宿泊（休憩を含む。）に利用させる営業をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個室に接続する車庫の出入口が扉等によつて遮へいできるもの 2 車庫の内部から個室に通じる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの 3 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては，当該通路の内部が外部から見えないもの 		

別表第3（第13条関係）（平10条例44・追加・平14条例51・一部改正）

営業の種類別	地域
法第2条第7項第1号の営業	県内全域
法第2条第7項第2号の営業	商業地域以外の地域
法第2条第8項の営業	商業地域以外の地域
法第2条第10項の営業	商業地域以外の地域